

「外国人労働者問題等について」

東京都行政書士会 港支部

(配布資料に加筆修正)

三宅伸吾

一.	ウクライナ「義勇兵」	1
二.	技能実習生等の外国人労働者政策	2
①	人手不足	2
②	技能実習制度の見直し	3
③	特定技能	5
④	技能実習と特定技能 職種のずれ	5
三.	開国へ	6

一. ウクライナ「義勇兵」

ロシアの侵攻を巡り、在日ウクライナ大使館が呼びかけた外国人「義勇兵」の志願者に日本政府が自制を呼びかけている。元自衛官ら日本人約70人が応募したとされるが、外国への私的な戦闘行為は刑法の私戦予備・陰謀罪に当たる可能性がある。一方で、今回のようなケースに同罪が適用できるかは専門家から慎重な見方も出ている。

義勇兵の募集はロシア軍のウクライナ侵攻後、同国大使館が公式ツイッターに投稿した。ウクライナは専門的な軍事訓練の経験者を各国で募集しており、1日時点で日本からは約70人が志願したという。投稿は日本政府の要請で現在は削除されている。

国の命令ではなく個人が外国に戦闘を仕掛ける目的で準備すると、刑法の私戦予備・陰謀罪にあたり3カ月以上5年以下の禁錮刑が科される。政府の意図と無関係に戦闘に参加すると、日本の国際的な立場を危うくしかねないためだ。

ただ、同罪の適用事例は極めて少ない。近年では2019年、過激派組織「イスラム国」(IS)に戦闘員として参加しようとした元北大生の男性ら5人が警視庁公安部に私戦予備容疑で書類送検され、その後全員が不起訴となった。

公安関係者は「ウクライナの義勇軍への参加も同罪に該当する可能性はある」と話

すが、国家を標的としたテロ組織などではなく、今回のような主権国家間の戦闘行為に参加することが刑法の規定する「私的な戦闘」に当たるかは不透明な面もある。東京都立大の星周一郎教授（刑法）は「条文の解釈の幅が広く、ルールが曖昧となっている」と指摘する。

星教授によると、同罪の原型は1880年制定の旧刑法にある。江戸時代末期に薩摩藩や長州藩が英国などに戦争を仕掛けた場面が想定されたとみられる。国際化や海外での武装勢力の台頭などを踏まえ、「現在の実情に即した法改正や罰則の適用範囲を巡る議論をしていくべきだ」と話す。

出典：<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE02E9Q0S2A300C2000000/>

- 刑法 第四章 国交に関する罪

（私戦予備及び陰謀）

第九十三条 外国に対して私的に戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀をした者は、三月以上五年以下の禁錮に処する。ただし、自首した者は、その刑を免除する。

- 旅券法

（旅券の失効）

第十八条 旅券は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

七 次条第一項の規定により返納を命ぜられた旅券にあつては、同項の期限内に返納されなかつたとき、又は外務大臣若しくは領事官が、当該返納された旅券が効力を失うべきことを適当と認めるとき。

（返納）

第十九条 外務大臣又は領事官は、次に掲げる場合において、旅券を返納させる必要があると認めるときは、旅券の名義人に対して、期限を付けて、旅券の返納を命ずることができる。

四 旅券の名義人の生命、身体又は財産の保護のために渡航を中止させる必要があると認められる場合

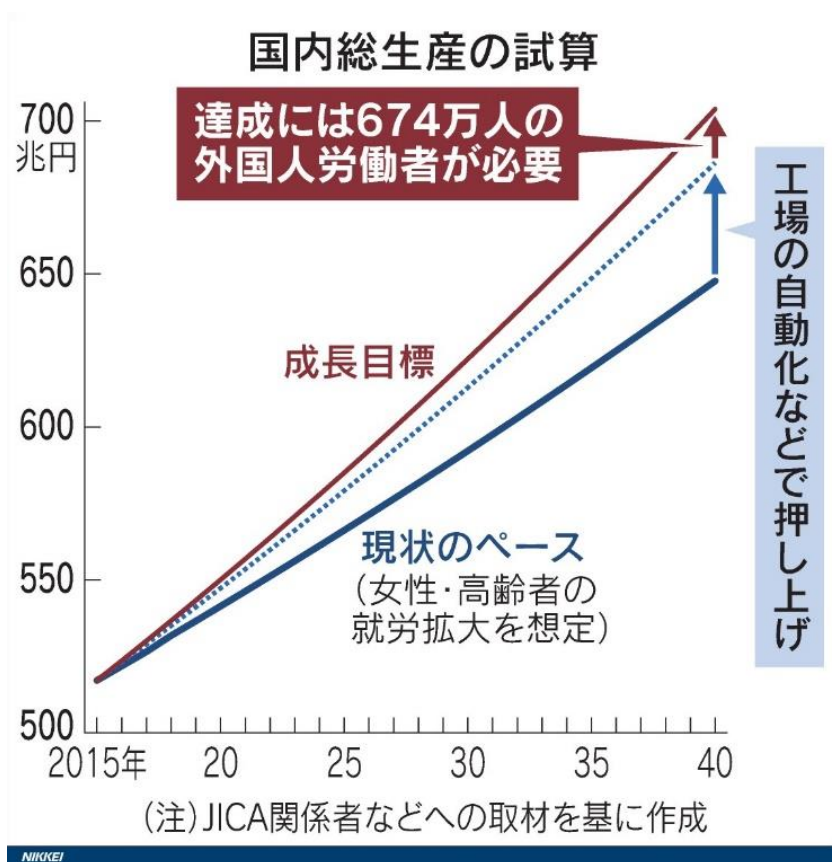
✓ 罰則：五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科

二. 技能実習生等の外国人労働者政策

① 人手不足

国際協力機構（JICA）、日本政策投資銀行グループの価値総合研究所の試算
政府の目指す経済成長を2040年に達成するためには外国人労働者は現在の4倍近い
674万人が必要。

➤ 42万人の労働力が不足



在留外国人約 288 万人 外国人労働者は 21 年 10 月末時点で 172 万 7 千人。
技能実習が 35 万人、留学生によるアルバイトなどの「資格外活動」が 33 万人
特定技能も含め、40 年には現在のほぼ 4 倍に当たる人数確保の必要性。

出典：<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUE189M60Y2A110C2000000/>

② 技能実習制度の見直し

2021年4月、改正法施行後2年の見直し期を既に迎えた。

「技能実習制度には、本音と建前のいびつな使い分けがあるとの御意見・御指摘にも、正面から向き合わなければなりません。」(2022年1月 法相)

【問題点】

i. 勤務(実習)先を変更できない

(2号から3号への移行に限って転籍可 3号移行後は不可)

例外的事象ではあるが、人権侵害につながる労働環境を受け入れざるを得ない状況に

つながる。日本への渡航前に借金をしている例が多い。

- ii. 給与が最低賃金にほぼ張り付いている。
- iii. 特定技能の対象職種に必ずしもつながっていない。

【改善すべき方向】

労働力不足に対応すべく在留資格として初めて「特定技能」が創設されたように、我が国の人手不足は深刻。この状況に真摯に向き合うことから技能実習制度の見直し議論はなされるべき。その際、技能実習制度の創設時に比して、労働市場としての我が国の相対的魅力が大きく低下していることを認識すべき（技能実習生の最大の供給国であるベトナム。給与水準がどんどん上がってきている）。

技能移転による国際貢献というよりは外国人労働者に「お世話になる」ぐらいの気持ちの方が大事ではないか。

我が国の外国人労働者の受け入れに関する基本的方針：

専門的・技術的分野の外国人労働者の受け入れは積極的に推進

＝「非専門的」人材は十分慎重に対応

国際貢献を技能実習の主目的から外す場合、上記との関係をどうするか？

i. 転籍の柔軟化

- 重大な法令違反だけでなく、実習認定の取り消しに至らないケースでも一定の場合に許容。（山脇康嗣弁護士¹⁾の提案）

加えて、

- 例えば、2号移行の際及び移行後においても転籍を認める。ただし、1号の受け入れ側が初期投資をしていることから、それに見合う相当の金額を新たな受け入れ側等が支払うことを条件とする。（1号受け入れ側には解雇の自由がないこと等との整合性）

ii. フルタイムで汗を流す実習生がほぼ最賃であるのは社会的に妥当か？

実習先が固定している（転籍できない）ことが背景であり、上記iにより、かなり改善するのではないか。

転籍を柔軟化すると、最賃の地域間格差（200円×2千時間＝40万円）により、都市部への移動が起これ、地方が困るとの批判が予想される。ただし、この問題は日本人でも本質は同じ。

地方においても、生産性の高い受け入れ企業等が、優秀な実習生を引き留めようとす

るなら、賃上げする。

- iii. 特定技能 14 業種につき、現在、2 号の対象となっていない 12 業種について 2 号追加の方向で議論が進められている。一方で、技能実習対象業種であっても特定技能に含まれていない職種があり、できる限り、連続的なものとすべき

③ 特定技能

- 現在、約 5 万人 全体の 8 割が技能実習からの移行 毎月 3 千人増
ベトナムが 6 割強
- 見直し期 今年 11 月、施行後 5 年の制度見直し期を迎える。
- 2 号職種。現在は建設、造船・船用工業の 2 業種のみ。残り 12 業種も追加の方向

④ 技能実習と特定技能 職種のずれ

経済産業省：14 業種のうち、3 つの特定技能の分野を持つ。

具体的な職種追加の議論はない。

日本人の求人活動をしていても人手不足があり、かつ、業界が一致して、特定技能への追加を求める状況にはないため。

事例 (1) 技能実習 職種：工場板金、作業：機械板金

特定技能 工場板金に移行希望

受入企業の業務内容

建設業の板金工事業、屋根工事業、内装仕上げ工事業、建築工事業の許可を保有し、建築金物制作製造販売施工等事業を行う。製造業における特定技能外国人受け入れに関する FAQ の (11)、(12) の回答において、金属製の屋根や壁の製造は、素形材産業の産業分類に該当せず。

▲ 特定技能「建設」に該当する可能性を模索してはどうか (内装の仕上げや屋根工事)

事例 (2) 技能実習 職種：塗装、作業：金属塗装

特定技能 塗装に移行希望

受入企業の業務内容

自動車の塗装、整備等

⇒特定技能 対象外

▲ 特定技能「自動車整備」に該当する可能性も。

なお、上記いずれも所管の国土交通省に業種認定要件の詳細を確認する必要あり。
(経済産業省では過去1年において、出荷実績があることが要件)

事例(3) 技能実習 職種：工業包装、作業：工業包装
特定技能 工業包装に移行希望

受入企業の業務内容

古物商許可を保有し、中古電化製品の買取販売
産業機械製造業や電気・電子情報関連産業に該当しない。

▲ 現行ルールでは、如何ともしがたい。

三. 開国へ

- 新型コロナウイルス対応

3月1日より、「外国人新規入国」の再開(観光目的は認めない)

14日より、1日当たり入国者の目途を5千人から7千人に引き上げ

- 留学生

3月中旬を目途に上記とは別枠で、フライトの空席を利用して、受け入れ拡大
月曜日から木曜日を中心に。

- 技能実習

査証申請、殺到

- 避難民

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) によると、ウクライナからの避難民は既に100万人超え。

「避難民はどんどん受け入れてもいが、難民はダメ」という不可解な意見も。

- 難民

申請の悪用を防止する入管法改正案は次期国会以降の審議に。

- 観光客

受け入れ再開はいつから？

ⁱ 2022年2月14日、国会内で開かれた勉強会で、山脇氏によるオンライン講演配布資料

¹⁰ 「技能実習1号」及び「技能実習2号」の3年間は、段階的かつ計画的な技能修得の強度の必要（同種業務従事経験要件を撤廃することから、実務経験のない者による技能修得にあたっての段階制及び計画性がより一層強く求められることとなる。）から、原則として転籍を認めない（原則として、転籍先を実習実施者とする技能実習計画を認定しない。）。もっとも、転籍の自由が原則として認められないことにより、労使対等が実質的に実現しにくく、労働法上の権利侵害を含む人権侵害の誘因となりうる側面は否定できない。そのため、転籍を（例外的に）認める場合（転籍先を実習実施者とする技能実習計画を認定する場合）を、現行制度よりも拡大、明確化する。即ち、実習実施者において、入管法、技能実習法又は労働法違反があった場合（技能実習生の私生活の自由を不当に制限する行為や人権を侵害する行為があった場合を含む。）には、（技能実習法16条に基づき実習認定を取り消されないときでも）転籍を認めることとする。また、技能実習制度運用要領が、転籍を認めるとする「実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における対人関係の諸問題等、現在の実習実施者の下で技能実習を続けさせることが、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護という趣旨に沿わないと認められる事情による実習先の変更の場合」に具体的にいかなる場合が該当するのかをより明確化する。さらに、転籍を認める場合において、その实际的機会を可能な限り多く確保できるようにする措置を講ずる。法令上転籍が認められても、実際にはその機会が得られなければ、「絵に描いた餅」である。また、実際に転籍が実現できる環境でなければ、技能実習生が、自身が被った被害等を安心して監理団体や外国人技能実習機構に申告できない。転籍を認める場合において、その实际的機会を可能な限り多く確保するため、技能実習法改正により、監理団体以外の一定の要件を満たす「あっせん機関」が、転籍（技能実習生としての雇用関係の成立あっせん）のあっせんを行うことを認める仕組みを創設し、転籍を実際に可能とする機会を大幅に増加させる。この「あっせん機関」として、例えば、監理団体ではないが、監理団体、登録支援機関、職業紹介事業者及び外国人受入企業等から構成され、技能実習制度に関する一定の知見及びネットワークを持つ全国的な団体が想定される。

¹¹ 技能実習制度の目的から、（狭い意味での）技能移転を削除し、段階的かつ計画的な育成による人材確保を図る以上、3～5年間限定の循環型労働とすることに必ずしも合理性はなく、技能実習生本人、受入企業（技能実習終了後も雇用を継続できるとした方が、人材育成により熱心に取り組むこととなる。）及び日本社会いずれもの利益のために、日本語能力を含む一定の要件を満たした技能実習修了者が在留を継続できる枠組みを増やすべきであり、このことにより、「外国人材の使い捨て」との非難はあたらぬこととなる。